

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市特色ある小中一貫教育推進補助金
補助事業等の目標	市内 4 中学校区において施設併設型及び施設分離型の小中一貫教育を推進するための取組を支援する。
補助事業等の対象者	市内小中学校（各中学校区における小中学校を対象とする。）
補助対象経費	教材費、教職員の研修代、先導的な実践研究の経費、施設間の移動に要するバス代等の小中一貫教育を推進するために必要な経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、市長が必要と認める額</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 諏訪市が目指す小中一貫教育を推進する取組であるため</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>令和 11 年 3 月 31 日</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】 諏訪市教育振興基本計画に基づき、未来創造ゆめスクールプランを着実に推進するため、継続的に補助することが必要であるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 教育企画係

令和 5 年 3 月 15 日 制定（令和 5 年 4 月 1 日 施行）
令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）